

自己資本の構成に関する事項（2019年3月末自己資本比率・速報値）

（単位：百万円、％）

CC1: 自己資本の構成(銀行連結)		イ	ロ	ハ
国際株式の 該当番号	項目	2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	826,399	828,455	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203	267,203	
2	うち、利益剰余金の額	621,548	630,289	
1c	うち、自己株式の額(Δ)	56,260	69,037	
26	うち、社外流出予定額(Δ)	6,091	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	479	440	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	119,296	115,332	
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	946,176	944,228	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8,941	8,946	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,941	8,946	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 734	△ 521	
12	適格引当金不足額	29,011	30,566	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	39	40	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	退職給付に係る資産の額	-	1,250	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	40	39	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	37,298	40,321	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	908,877	903,907	

国際株式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
その他Tier1資本に係る基礎項目（3）				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
42	Tier2資本不足額	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	-	-	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	908,877	903,907	
Tier2資本に係る基礎項目（4）				
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	50,000	50,000
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-	-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	124	140	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	124	140	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	50,124	50,140	
Tier2資本に係る調整項目（5）				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	50,124	50,140	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	959,002	954,047	

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十四号 (CC2)の 参照項目
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	7,587,772	7,531,076	
連結自己資本比率及び資本バッファー (7)				
61	連結普通株式等Tier1比率((ハ)ノ(ヲ))	11.97	12.00	
62	連結Tier1比率((ト)ノ(ヲ))	11.97	12.00	
63	連結総自己資本比率((ル)ノ(ヲ))	12.63	12.66	
64	最低連結資本バッファー比率	2.50	1.87	
65	うち、資本保全バッファー比率	2.50	1.87	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00	0.00	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	-	-	
68	連結資本バッファー比率	4.63	4.66	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		74,701	
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	74,280		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		10,825	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11,047		
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	124	140	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	731	829	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	36,320	35,719	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	9,000	12,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	

(注) 上記計表は、当期末より新告示が適用されているため新告示の改正事項を反映し、作成しております。

CC1: 自己資本の構成(銀行単体)

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	768,041	771,552	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203	267,203	
2	うち、利益剰余金の額	563,190	573,386	
1c	うち、自己株式の額(Δ)	56,260	69,037	
26	うち、社外流出予定額(Δ)	6,091	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	479	440	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	112,046	107,113	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	880,567	879,106	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8,845	8,847	
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,845	8,847	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	
11	繰延ヘッジ損益の額	Δ 734	Δ 521	
12	適格引当金不足額	40,176	42,094	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	39	40	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	前払年金費用の額	1,284	602	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	40	39	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額			
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額			
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	49,652	51,102	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	830,915	828,004	

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
その他Tier1資本に係る基礎項目（3）				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（二）	-	-	
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
42	Tier2資本不足額	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）	-	-	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額（（二）-（ホ））（ヘ）	-	-	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額（（ハ）+（ヘ））（ト）	830,915	828,004	
Tier2資本に係る基礎項目（4）				
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	50,000	50,000
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	6	6	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	6	6	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額（チ）	50,006	50,006	
Tier2資本に係る調整項目（5）				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額（リ）	-	-	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額（（チ）-（リ））（ヌ）	50,006	50,006	
総自己資本				
59	総自己資本の額（（ト）+（ヌ））（ル）	880,921	878,011	

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年3月末	2018年12月末	別紙様式 第十三号 (CC2)の 参照項目
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	7,312,373	7,274,722	
自己資本比率及び資本バッファー (7)				
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	11.36	11.38	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	11.36	11.38	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	12.04	12.06	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		66,974	
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	65,749		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		4,226	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	4,220		
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	6	6	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	265	324	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	36,117	35,529	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	9,000	12,000	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	

(注) 上記計表は、当期末より新告示が適用されているため新告示の改正事項を反映し、作成しております。